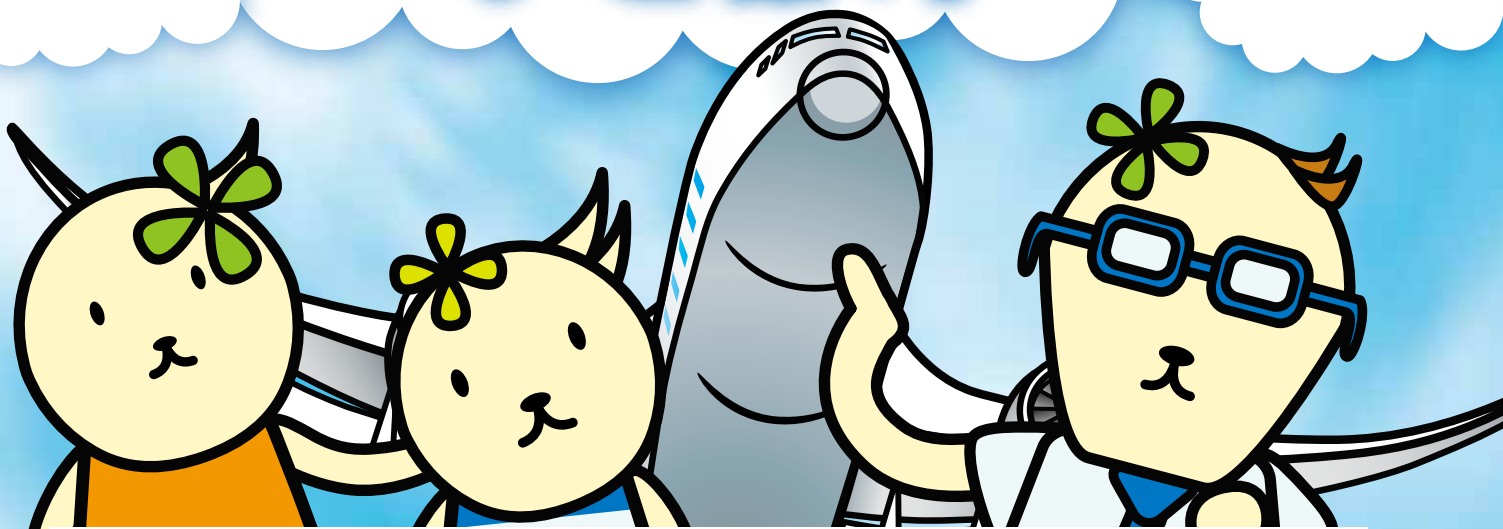


海外駐在員総合保険(海外旅行保険) のご案内



<特約期間:2024年1月1日~2024年12月31日用>

制度の概要	「海外駐在員総合保険（海外勤務者用）」は、海外勤務中のさまざまな事故に備える保険です。 また、保険料のお支払いも日本国内の給与より控除されますので、たいへん便利です。 加入希望の方は他保険を考慮の上、「海外旅行保険加入申込書」にて加入してください。 帯同家族を被保険者とされる場合、その 家族の方の加入申込書ご提出も必要 です（一部保険種目を除きます）。
ご加入できる方	特約期間中に旅行行程を開始する、住友商事株式会社の業務のために海外に派遣される役員・従業員ならびにこれらに同行するご家族
補償内容	①傷害死亡 ②傷害後遺障害 ③疾病死亡 ④生活用動産 ⑤携行品 ⑥救済者費用等 ⑦家族総合賠償責任（被害者治療費用自動セット） ⑧傷害治療費用 ⑨疾病治療費用
保険料のお支払い	保険料は出発日の2か月後の日本国内の給与より控除します。
保険期間	保険期間（保険のご契約期間）は、旅行期間（海外勤務期間）に合わせて設定してください。 自宅出発から自宅帰着までの海外勤務期間中、補償されます。

(注) この保険にご加入いただく場合、出国前に必ずお手続きをいただく必要がございます。
出国後のご加入はできませんのでご注意ください。

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL 03-3259-3044

FAX 03-3291-1603

<https://www.ms-ins.com/>

代理店・扱者

住商インシュアランス株式会社 個人保険部

〒100-8601 東京都千代田区大手町2-3-2
大手町プレイス イーストタワー 20F

TEL 03-5657-6311

(受付時間：土日祝日および年末年始を除く 10:00～16:00)

FAX 03-5657-6310

Mail kaigaichuzai@sc-ins.co.jp

<https://www.sc-ins.co.jp/shokuiki/>

海外駐在員総合保険の概要

加入申込書の記載内容について、間違いがないか、必ずご確認ください。

<補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意>

被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<他の保険契約等がある場合の取扱いについて>

他の保険契約等がある場合、特約によりお支払いする保険金の取扱いが異なります。

特約名の後に〔A〕〔B〕がある場合、次のとおりとなります。

お支払いする保険金の額

保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額^(※1)の合計額が、支払限度額^(※2)〔A〕の場合) または損害の額もしくは費用の額^(※3)〔B〕の場合) を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。

- ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額^(※1)
- ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払限度額^(※2)〔A〕の場合)、または損害の額もしくは費用の額^(※3)〔B〕の場合) から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額^(※1)を限度とします。

(※1) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(※2) この保険契約および他の保険契約等の支払責任額のうち最も高い支払責任額を支払限度額とします。

(※3) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。

- ・〔A〕の場合、この費用を補償する他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）に複数ご加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

※募集内容によっては、特約名の後〔A〕〔B〕いずれか一方のみ記載されている場合があります。

<補償内容>

- 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
- 戦争等の事変による損害等のうち、テロ行為によって被った損害等に関しては、「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により保険金のお支払いの対象となります。
- 保険の引受け、保険金の支払またはその他の利益の提供を行うことにより、引受保険会社が次の制裁、禁止、規制または制限を受けるおそれがある場合は、いかなる場合も、保険の引受け、保険金の支払またはその他の利益の提供を行いません。
 - ①国際連合の決議に基づく制裁、禁止、規制または制限
 - ②欧州連合、日本国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国またはアメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁、禁止、規制または制限
 - ③上記①または②以外の制裁、禁止、規制または制限
- 海外旅行とは、保険証券等に記載した海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。
- 責任期間とは、保険期間中かつ海外旅行中をいいます。
- 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

②傷害後遺障害・⑧傷害治療費用のいずれかは必須加入となっております。

④生活用動産・⑦家族総合賠償責任（被害者治療費用自動セット）は役員・従業員のみセットいただけます。

<保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額>

① 傷害死亡保険金 (★傷害死亡保険金支払特約)

■保険金をお支払いする場合

海外旅行中のケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

■保険金のお支払額

傷害死亡保険金額の全額

※保険金をお支払いする原因となったケガにより傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、傷害死亡保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。

※別記の「危険な運動等」を行っている間のケガについては、あらかじめ所定の割増保険料の払込みがないと、保険金が削減される場合があります。

② 傷害後遺障害保険金

(★傷害後遺障害保険金支払特約)

■保険金をお支払いする場合

海外旅行中のケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合

■保険金のお支払額

傷害後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合 (4%~100%)

※保険期間を通じ、傷害後遺障害保険金額が限度となります。

※別記の「危険な運動等」を行っている間のケガについては、あらかじめ所定の割増保険料の払込みがないと、保険金が削減される場合があります。

③ 疾病死亡保険金

(★疾病死亡保険金支払(感染症範囲変更型)特約)

■保険金をお支払いする場合

次のいずれかに該当した場合

①責任期間中に病気により死亡した場合

②責任期間中に発病した病気または責任期間終了後72時間以内に発病した病気(その病気の原因が責任期間中に発生したものに限り)により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合

③責任期間中に感染した感染症^(注1)によって、責任期間が終了してからその日を含めて30日以内に死亡した場合

※上記②については、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療^(注2)を開始し、かつ、その後も引き続き治療^(注2)を受けていた場合に限り。

■保険金のお支払額

疾病死亡保険金額の全額

※山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます)を行っている間に発病した高山病については、あらかじめ所定の割増保険料の払込みがないと、保険金が削減される場合があります。

④ 生活用動産損害保険金

補償重複 (★生活用動産損害補償特約(B))

■保険金をお支払いする場合

保険期間中の偶然的な事故により、次に掲げる被保険者または被保険者と同居の親族の生活用動産(家財・身の回り品)に損害が発生した場合

①被保険者または被保険者と同居の親族が携行中の物

②保険証券に記載された地域における被保険者の住宅に保管中の物

③日本国内の被保険者の住宅から海外旅行先へ向けて輸送中の物または海外旅行先から被保険者の日本国内の住宅へ向けて輸送中の物(契約時に輸送の事実が判明している場合、所定の割増保険料が必要です)

※補償の対象となる生活用動産には、被保険者または被保険者と同居の親族が所有する家財・身の回り品のほか、旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために他人から無償で借り入れた身の回り品を含みます。

<補償対象とならない生活用動産>

①通貨、小切手、株券、手形、定期券、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、定期券以外の乗車券等については補償対象となります。

②預貯金証書、キャッシュカード、クレジットカード、運転免許証その他これらに類する物。ただし、パスポートについては補償対象となります。

③稿本(本などの原稿)、設計書、図案、帳簿その他これらに類する物

④船舶、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品

⑤義歯、義肢およびコンタクトレンズその他これらに類する物

⑥動物および植物

⑦飲食料品および電気、ガスその他の燃料品

⑧商品もしくは製品等または業務の目的のみに使用される設備もしくは什器

⑨データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

など

■保険金のお支払額

損害の額 - 免責金額^(*)(3万円)

(*) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

次ページへつづく

前ページからのつづき

- ※同一保険年度内に発生した事故につき、生活用動産損害保険金額が限度となります。
- ※損害の額は、修理費用または保険価額^(注3)を基準に決定します。なお、パスポートについては5万円を限度に発給申請を行う最寄りの在外公館所在地での再取得費用(交通費、宿泊費を含みます)を損害の額とします。
- ※損害の額には損害の発生または拡大を防止するために要した費用等を含み、保険価額^(注3)が限度となります。
- ※前記の損害の額は、1事故につき、生活用動産1個、1組または1対あたり20万円(乗車券等は合計5万円)が限度となります。ただし、1つあたり20万円を超える物については、ご契約時にあらかじめ申告いただくことにより、20万円を超える損害についてもお支払いします。
- ※生活用動産が盗難にあった場合は、警察等への届け出が必要となります。

ご注意

- ・世帯主であるご本人が加入すれば同居の帯同ご家族も補償対象となります。(帯同ご家族のそれぞれの分も合算して、世帯主であるご本人が一括してご加入ください。)

5 携行品損害保険金

補償重複 (★携行品損害補償特約(B))

■保険金をお支払いする場合

海外旅行中に偶然な事故により、被保険者の携行品(被保険者が携行している身の回り品で被保険者所有の物および海外旅行開始前に他人から無償で借りた物)に損害が発生した場合

<補償対象とならない携行品>

- ①通貨、小切手、株券、手形、定期券、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、定期券以外の乗車券等については補償対象となります。
- ②預貯金証書、キャッシュカード、クレジットカード、運転免許証その他これらに類する物。ただし、自動車または原動機付自転車の運転免許証やパスポートについては補償対象となります。
- ③稿本(本などの原稿)、設計書、図案、帳簿、その他これらに類する物
- ④船舶、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品
- ⑤被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に用いられる用具やサーフィン等を行うための用具
- ⑥義歯、義肢およびコンタクトレンズその他これらに類する物
- ⑦動物および植物
- ⑧商品もしくは製品等または業務の目的のみに使用される設備もしくは什器
- ⑨データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

など

■保険金のお支払額

損害の額 - 免責金額^(*)(0円)

(*) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

※保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。ただし、携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難および航空会社等寄託手荷物不着等による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。

※損害の額は、修理費用または保険価額^(注3)を基準に決定します。なお、運転免許証については再発給手数料を、パスポートについては5万円を限度に発給申請を行う最寄りの在外公館所在地での再取得費用(交通費、宿泊費を含みます)を損害の額とします。

※損害の額には損害の発生または拡大を防止するために要した費用等を含み、保険価額^(注3)が限度となります。

※上記の損害の額は、1事故につき、携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計5万円)が限度となります。

※携行品が盗難にあった場合は、警察等への届け出が必要となります。

6 救援者費用等保険金

補償重複 (★救援者費用等補償特約(B))

■保険金をお支払いする場合

救援対象者^(*1)が次のいずれかに該当し、被保険者^(*2)が搜索救助費用などを負担した場合

- ①責任期間中のケガまたは自殺行為のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
- ②責任期間中に被ったケガの治療^(注2)のため、3日以上続けて入院した場合
- ③責任期間中に病気、妊娠、出産、早産または流産により死亡した場合
- ④責任期間中に発病した病気のため、責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間中に治療^(注2)を開始し、かつ、その後も引き続き治療^(注2)を受けていた場合に限り、
- ⑤責任期間中に発病した病気の治療^(注2)のため、3日以上続けて入院した場合。ただし、責任期間中に治療^(注2)を開始していた場合に限り、
- ⑥責任期間中に救援対象者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます)中に遭難した場合

次ページへつづく

前ページからのつづき

- ⑦責任期間中の事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公の機関により確認された場合
- (* 1) 保険証券の被保険者欄に記載された方をいいます。
 - (* 2) 救援者費用等補償特約における被保険者は、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族をいいます。

■保険金のお支払額

救援者費用の額

被保険者(*)が負担した次の費用のうち社会通念上妥当な金額をいいます。

- ① 捜索救助費用
- ② 現地へ赴く交通費 (救援者3名分・1往復分限度)
- ③ 宿泊料 (救援者3名分・1名につき14日分限度)
- ④ 救援者の渡航手続費ならびに救援者または救援対象者が現地で支出した交通費、身の回り品購入費、国際電話料等通信費 (傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金でお支払いする金額は差し引きます)。ただし合計で20万円が限度となります。
- ⑤ 現地からの移送費用 (払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額、傷害治療費用保険金・疾病治療費用保険金部分でお支払いする金額は差し引きます)
- ⑥ 遺体処理費用。ただし、100万円が限度となります。

(*) 救援者費用等補償特約における被保険者は、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族をいいます。
※保険期間を通じ救援者費用等保険金額が限度となります。
※別記の「危険な運動等」を行っている間の事故については、あらかじめ所定の割増保険料の払込みがないと、保険金が削減される場合があります。

⑦ 家族総合賠償責任危険保険金

補償重複 (★家族総合賠償責任危険補償特約(B))※
※他の保険契約等には、現地の自動車保険を含みません。

■保険金をお支払いする場合

被保険者が、責任期間中の日常生活に起因する事故、住宅(* 1)の所有・使用もしくは管理に起因する事故(* 2)によって、他人の身体の障害または他人の財物の損壊 (紛失および盗難を含みます) について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合

※他人の財物には、次のものを含みます。

- ア. レンタル業者より保険契約者または被保険者が直接借用した旅行用品または生活用動産
- イ. 宿泊施設の客室および客室内の動産 (セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます)
- ウ. 火災、爆発、破裂により被保険者が滞在する住宅に与えた損害
- エ. 被保険者が滞在する住宅内で一時的に管理する他人の財物

(* 1) 住宅とは、保険証券に記載された地域における被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地ならびに敷地内の動産および不動産を含みます。

(* 2) 自動車の所有・使用・管理に起因する事故については、保険証券に記載された地域における事故に限ります。

※自動車事故については、法律上の賠償責任の額が「現地自動車保険の支払額」かつ「お支払いする保険金の額の自己負担額」を超過する場合のみ、お支払対象になります。

※この特約では家族全員が被保険者となります。なお、「家族」とは、保険証券の「被保険者」欄に記載された方(本人)のほか、日本国外に居住する、次に掲げる方をいいます(責任無能力者を含みません)。

- ア. 本人の配偶者
- イ. 本人またはその配偶者の同居の親族 (6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます)
- ウ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子

自動車賠償責任危険対象外特約をセットする場合、家族総合賠償責任危険保険金の補償内容が拡大・縮小されます。詳細は特約をご確認ください。

■保険金のお支払額

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

+

判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金

-

被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額

-

免責金額(*)
(0円)

(*) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

※1事故につき、家族総合賠償責任危険保険金額が限度となります。ただし、住宅内で一時的に管理する他人の財物に与えた損害については、10万円が限度となります。

※自動車事故については、「下表の金額」または「現地の自動車保険で支払われる金額」のいずれか高い額を超えた部分の法律上の損害賠償責任の額および費用の合計額が、お支払対象となります。

事故発生地	自己負担額
アメリカ (本土のほかハワイ、アラスカ、グアム、サイパン、プエルトリコ等の属領、信託統治領を含みます)・カナダ	US\$250,000
ヨーロッパ (除くロシア、東欧圏)、オーストラリア、ニュージーランド (いずれも属領、信託統治領を含みます)	US\$100,000
上記以外の地域	US\$30,000

次ページへつづく

前ページからのつづき

- ※前記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。ただし、前記算式により計算した額が家族総合賠償責任危険保険金額を超える場合、示談交渉費用の一部および争訟費用は、前記算式により計算した額に対する家族総合賠償責任危険保険金額の割合を乗じた額をお支払いします。
- ※被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。

【被害者治療費用保険金】

補償重複 (★被害者治療費用補償特約〔B〕)

■保険金をお支払いする場合

保険期間中に発生した次の①～④のいずれかに対し、被保険者がその治療費用を負担した場合

- ①住宅(*)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故によって他人が被ったケガまたは病気
- ②被保険者の日常生活における偶然な事故によって他人が被ったケガまたは病気
- ③被保険者の許可を得て住宅(*)内にいる他人が、偶然な事故によって被ったケガまたは病気
- ④住宅(*)に隣接する道路上にいる他人が、偶然な事故によって被ったケガまたは病気(被害者自身の行為によるものを含みません)

(*)住宅とは、保険証券記載の地域における被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地ならびに敷地内の動産および不動産を含みます。

※この特約では家族全員が被保険者となります。なお、「家族」とは、保険証券の「被保険者」欄に記載された方(本人)のほか、日本国外に居住する、次に掲げる方をいいます(責任無能力者を含みません)。

ア. 本人の配偶者

イ. 本人またはその配偶者の同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます)

ウ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子

■保険金のお支払額

治療費用の額

被保険者が実際に負担した被害者の治療費用(医師、病院に支払った診察費、入院費など)のうち社会通念上妥当な金額をいいます。ただし、事故の日から1年以内に要した費用に限ります。

※被害者1名について、保険証券に記載された被害者治療費用保険金額が限度となります。

8 傷害治療費用保険金

補償重複 (★傷害治療費用補償特約〔B〕)

■保険金をお支払いする場合

責任期間中のケガのため、治療^(注2)を受け、被保険者が治療費用を負担した場合

■保険金のお支払額

治療費用の額

被保険者が負担した次の費用のうち社会通念上妥当な金額をいいます。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。

①医師、病院に支払った診察・入院関係費用(緊急移送費、移転費、医師の指示により静養する場合の宿泊施設の客室料^(*)を含みます)

②治療^(注2)のために必要な通訳雇入費用、交通費

③義手、義足の修理費

④入院のため必要となった次の費用。ただし、1回のケガにつき20万円が限度となります。

ア. 国際電話料等通信費

イ. 身の回り品購入費(5万円が限度となります)

⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費^(*)

⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用

(*) 払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。

※カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)に関する治療費用は対象外となります。

※1回のケガにつき、傷害治療費用保険金額が限度となります。

※別記の「危険な運動等」を行っている間のケガについては、あらかじめ所定の割増保険料の払込みがないと、保険金が削減される場合があります。

9 疾病治療費用保険金

補償重複 (★疾病治療費用補償 (感染症範囲変更型) 特約(B))

■保険金をお支払いする場合

次のいずれかに該当し、被保険者が治療費用を負担した場合

- ①責任期間中に発病した病気または責任期間終了後72時間以内に発病した病気（その病気の原因が責任期間中に発生したものに限り）のため、責任期間終了後72時間以内に治療^(注2)を開始した場合
- ②責任期間中に感染した感染症^(注1)により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に治療^(注2)を開始した場合

■保険金のお支払額

治療費用の額

被保険者が負担した次の費用のうち社会通念上妥当な金額をいいます。ただし、初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。

- ①医師、病院に支払った診察・入院関係費用（緊急移送費、移転費、医師の指示により静養する場合の宿泊施設の客室料^(*)を含みます）
- ②治療^(注2)のために必要な通訳雇入費用、交通費
- ③入院のため必要となった次の費用。ただし、1回の病気につき20万円が限度となります。
 - ア. 国際電話料等通信費
 - イ. 身の回り品購入費（5万円が限度となります）
- ④旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費^(*)
- ⑤保険金請求のために必要な医師の診断書費用
- ⑥法令により公の機関より消毒を命じられた消毒費用

(*) 払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。

※カイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）に関する治療費用は対象外となります。

※1回の病気につき、疾病治療費用保険金額が限度となります。

※山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます）を行っている間に発病した高山病については、あらかじめ所定の割増保険料の払込みがないと、保険金が削減される場合があります。

- 保険期間（保険のご契約期間）は、旅行期間（海外勤務期間）にあわせて設定してください。
- 一時帰國中補償特約がセットされているため、保険期間の途中で、被保険者が一時的に帰国する場合には、帰国当日および次に掲げる期間も旅行行程中とみなしてこの保険契約に基づく保険金（傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金、疾病死亡保険金に限り）をお支払いします。
- ・被保険者が外国為替及び外国貿易法に規定する居住者である場合は、帰国した日（入国手続きを行った日）の翌日から起算して30日間
- ・被保険者が外国為替及び外国貿易法に規定する非居住者である場合は、帰国した日（入国手続きを行った日）の翌日から起算して90日間

<保険金をお支払いしない主な場合>

① 傷害死亡保険金 (★傷害死亡保険金支払特約)

■保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
- ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失
- ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑥ 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療^(注2)以外の外科的手術その他の医療処置
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変
- ⑧ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
- ⑨ 上記⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑩ 乗用具を用いて競技等をしている間
- ⑪ 旅行開始前または終了後に被ったケガ

など

② 傷害後遺障害保険金 (★傷害後遺障害保険金支払特約)

■保険金をお支払いしない主な場合

- ① 「傷害死亡保険金」と同じ
- ② むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの^(注4)

など

③ 疾病死亡保険金 (★疾病死亡保険金支払(感染症範囲変更型)特約)

■保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかによる病気については保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変
- ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
- ⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ 被保険者が被ったケガに起因する病気
- ⑦ 妊娠、出産、早産または流産に起因する病気
- ⑧ 歯科疾病

など

④ 生活用動産損害保険金 補償重複 (★生活用動産損害補償特約(B))

■保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ② 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変
- ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故

次ページへつづく

前ページからのつづき

- ⑤前記④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置、空港等の安全確認検査での手荷物の錠の破壊を含みません。
- ⑦保険の対象の欠陥
- ⑧保険の対象の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、はがれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等
- ⑨保険の対象の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き等外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとにその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないもの
- ⑩偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故・機械的の事故。ただし、これらにより発生した火災による損害を含みません。
- ⑪保険の対象の置き忘れ・紛失
- ⑫楽器の音色または音質の変化
- ⑬保険の対象に対する修理、調整または清掃上の過失または技術の拙劣によって発生した損害
- ⑭ガラス器具、美術品の破損、温湿度の変化、液体の流出。ただし、火災、爆発、地震、風水災、盗難等により発生した場合を含みません。

など

※保険の対象とは、補償の対象となる生活用動産をいいます。

5 携行品損害保険金

補償重複 (★携行品損害補償特約(B))

■保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ②被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
- ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変
- ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
- ⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置、空港等の安全確認検査での手荷物の錠の破壊を含みません。
- ⑦保険の対象の欠陥
- ⑧保険の対象の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、はがれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等
- ⑨保険の対象の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き等外観上の損傷または汚損であって保険の対象ごとにその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないもの
- ⑩偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故・機械的の事故。ただし、これらにより発生した火災による損害を含みません。
- ⑪保険の対象である液体の流出。ただし、他の保険の対象に発生した損害を含みません。
- ⑫保険の対象の置き忘れ・紛失

など

※保険の対象とは、補償の対象となる携行品をいいます。

6 救援者費用等保険金

補償重複 (★救援者費用等補償特約(B))

■保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかによって発生した費用については保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者、被保険者^(※1)または救援対象者^(※2)の故意または重大な過失^(※3)
- ②救援対象者^(※2)の闘争行為、自殺行為^(※3)または犯罪行為
- ③救援対象者^(※2)が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
- ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変

次ページへつづく

前ページからのつづき

- ⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
- ⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑦むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの^(注4)
- ⑧旅行開始前、終了後に被ったケガまたは旅行開始前に発病した病気（既往症）による入院
- ⑨妊娠、出産、早産または流産に起因する病気および歯科疾病による入院

など

(＊1) 救援者費用等補償特約における被保険者は、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族をいいます。

(＊2) 保険証券の被保険者欄に記載された方をいいます。

(＊3) 自殺行為により死亡した場合には保険金をお支払いします。

7 家族総合賠償責任危険保険金

補償重複 (★家族総合賠償責任危険補償特約(B)) ※

※他の保険契約等には、現地の自動車保険を含みません。

■保険金をお支払いしない主な場合

(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者または被保険者の故意
- ②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変
- ③核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
- ④上記③以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ①被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ②船舶^(*)、航空機または職務のために使用する動産・不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③他人から借りたり預かった財物のうち「保険金をお支払いする場合」の他人の財物に該当しない財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ④被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ⑤被保険者の自動車または車両により、競技等または試運転をしている間の損害賠償責任

など

(＊) 原動力が50馬力未満のものおよび艇長が7.9m未満の帆走船を含みません

【被害者治療費用保険金】

補償重複 (★被害者治療費用補償特約(B))

■保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかによって発生した費用については保険金をお支払いできません。

- ①被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による他人のケガまたは病気
- ②被保険者の職務遂行に直接起因する他人のケガまたは病気
- ③被保険者と同居する親族のケガまたは病気
- ④被保険者の所有、使用または管理する自動車または車両（遊戯用乗用具、ゴルフ場内のゴルフカートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを含みません）による他人のケガまたは病気
- ⑤船舶^(*)、航空機または職務のために使用する動産・不動産の所有、使用または管理による他人のケガまたは病気
- ⑥被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被ったケガまたは病気。ただし、家事使用人については病気に限りません。

など

(＊) 原動力が50馬力未満のものおよび艇長が7.9m未満の帆走船を含みません。

8 傷害治療費用保険金

補償重複 (★傷害治療費用補償特約(B))

■保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかによって発生した費用については保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
- ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失

次ページへつづく

前ページからのつづき

- ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑥引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療^(注2)以外の外科的手術その他の医療処置
- ⑦戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変
- ⑧核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
- ⑨上記⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑩むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの^(注4)
- ⑪乗用具を用いて競技等をしている間
- ⑫旅行開始前、終了後に被ったケガ

など

9 疾病治療費用保険金

補償重複 (★疾病治療費用補償 (感染症範囲変更型) 特約(B))

■保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかによって発生した費用については保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変
- ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
- ⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの^(注4)
- ⑦被保険者が被ったケガに起因する病気
- ⑧妊娠、出産、早産または流産に起因する病気
- ⑨歯科疾病
- ⑩旅行開始前に発病した病気 (既往症)

など

(注1) 感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) 第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症および指定感染症(*)をいいます。

(*) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症、または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り、適用されます。

(注2) 治療とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

(注3) 保険価額とは、再調達価額^(*)1)から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額^(*)2)を差し引いた額をいいます^(*)3)。

(*)1) 損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。

(*)2) 保険の対象が現に使用されている場合で十分な維持・保守管理がされているときは、再取得するのに必要な金額の50%を限度とし、使用されていない場合や十分な維持・保守管理がされていない場合は、再取得するのに必要な金額の90%を限度とします。

(*)3) 保険の対象が貴金属、宝玉石、宝石、書画、骨董 (こつとう)、彫刻物等美術品の場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。

(注4) 医学的他覚所見のないものとは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

<危険な運動等>

- ①山岳登山 (ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミングをいいます)
- ②リュージュ
- ③ボブスレー
- ④スケルトン
- ⑤航空機 (グライダーおよび飛行船を含みません) 操縦 (職務として操縦する場合を含みません)
- ⑥スカイダイビング
- ⑦ハンググライダー搭乗
- ⑧超軽量動力機 (モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機を含みません) 搭乗
- ⑨ジャイロプレーン搭乗
- ⑩その他上記①から⑨までに類する危険な運動

<事故が起きたら>

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡等>

保険金をお支払いする場合に該当したときは、三井住友海上ライン、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、事故が起こった日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の●を付した書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。

(注1) 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。

(注2) 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例	補償の種類			
		ケガに関する補償	病気に関する補償	相手への賠償	その他の補償(*)
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書	●	●	●	●
(2) 引受保険会社が保険金の支払事由の発生有無、保険金が支払われない事由に該当する事実の有無、損害の程度を確認するために必要な書類	引受保険会社所定の同意書（医師や公的機関に照会し説明を求めることについての同意を含みます。）、事故原因・損害状況に関する写真・修理業者からの報告書 等	●	●	●	●
(3) 被保険者またはその代理人（親権者、代理請求人、相続人等）の保険金請求であることを確認するための書類	住民票、健康保険証（写）、戸籍謄本、戸籍抄本、委任状、印鑑証明書、商業登記簿謄本、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 等	●	●	●	●
(4) 診断書、診療状況申告書、治療等に要した費用の領収書およびその他費用の額を示す書類	引受保険会社所定の診断書、診療状況申告書、入院（・通院）状況申告書、診療報酬明細書、治療費の領収書、診療明細書 等	●	●	—	—
(5) 公の機関（やむを得ない場合には第三者）等の事故証明書	警察署・消防署等の公の機関、交通機関、医療機関、施設者、勤務先等の事故証明書 等	●	—	—	●
(6) 死亡診断書または死体検案書、戸籍謄本	死亡診断書、死体検案書、出生から死亡までの連続性が確認できる戸籍謄本、除籍謄本 等	●	●	—	—
(7) 後遺障害診断書およびその他の後遺障害による損害の内容・程度を示す書類	引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料、その他の後遺障害の内容・程度を示す書類 等	●	—	—	—
(8) 損害賠償の額、費用の額および損害賠償請求権者等を確認する書類 ①他人の身体障害の程度、損害額、費用の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ②他人の財物破損（破損財物の使用不能による間接損害を含む）の程度、損害額、費用の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ③損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払または保険金の支払に関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、治療費の領収書、休業損害証明書、源泉徴収票、戸籍謄本 等 修理見積書・領収書、取得時の領収書、建物登記簿謄本、賃貸借契約書、決算書類、事故前後の売上計画・実績 等 示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書、争訟費用等に関する領収書の明細 等	—	—	●	—
(9) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ①出国や入国の日付を確認する書類 ②救援者の代理人を指定することを証明する書類 ③保険の対象の価額を確認する書類	旅券（パスポート）の写し 等 救援者代理人指定書 取得時の領収書 等	●	●	●	●

(*) 携行品に関する補償などをいいます。

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいなない場合には、引受保険会社の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

(注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③前記①、②に該当する方がいないまたは前記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「前記①以外の配偶者^(*)」または「前記②以外の3親等内の親族」

(*) 法律上の配偶者に限ります。

<保険金支払いの履行期>

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^{(*)1}をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^{(*)2}を終えて保険金をお支払いします。^{(*)3}

(*)1 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(*)2 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(*)3 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

●保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期の詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

●ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ご連絡いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

・被保険者のご年齢によりお引受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。

・海外において出産によりご家族構成が変更になった場合も代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。

●この保険のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(海外旅行保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

<契約内容登録制度について>

●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

●保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

●この保険にご加入いただけるのは、住友商事株式会社の業務のために海外に派遣される役員・従業員およびその帯同家族の方に限ります。

●この保険は、住友商事株式会社が保険契約者となる企業包括契約です。本制度は皆さまからのお申込みに基づき、住友商事株式会社が一括して引受保険会社と契約を締結いたしますのでご了承ください。

●ご加入いただいた後にお届けする被保険者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

重要事項のご説明

契約概要のご説明（海外旅行保険）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が海外赴任中に事故によりケガをされた場合、発病した場合、その他費用を負担することによって損害を被った場合などに保険金をお支払いします。

※海外に永住する方や、帰国予定のない方の引受けはできません。

- 被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

	被保険者の範囲 (○：被保険者の対象 ー：被保険者の対象外)		
	本人(*)	配偶者	その他親族
個人プラン	○	ー	ー

(*) 本人とは、加入申込書の被保険者欄に記載の方をいいます。

※特約により被保険者の範囲が決まっているものがあります。詳細は、普通保険約款・特約をご確認ください。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットのとおりに。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

パンフレットをご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

旅行期間にあわせて5年以内で設定してください。

この保険は、海外赴任の目的をもって住居を出発してから住居にお帰りになるまでを補償するものです。保険期間の途中であっても、住居にお帰りになった時に補償は終了しますのでご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込書の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、加入申込書、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

- 保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご契約条件等もありますのであらかじめご承知おきください。保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。実際のご加入時の保険料につきましては、加入申込書の保険料欄にてご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。実際のご加入時の保険料につきましては、加入申込書の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

パンフレットをご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。注意喚起情報のご説明の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は住友商事株式会社が保険契約者となる企業包括契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるものです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①被保険者が旅行行程中に従事する職業・職務
- ②旅行行程（赴任先・居住地）^(*)
- ③他の保険契約等^(**)に関する情報

(*) 「家族総合賠償責任危険補償特約」または「生活用動産損害補償特約」をセットした場合に告知事項とします。

(**) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、海外旅行保険、クレジットカード付帯海外旅行傷害保険、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、他の保険会社における契約、共済契約、生命保険契約を含みます。

(2) 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

- ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①被保険者が旅行行程中に従事する職業・職務を変更した場合
- ②旅行行程（赴任先）を変更した場合^(*)

(*) 「家族総合賠償責任危険補償特約」または「生活用動産損害補償特約」をセットした場合に通知事項とします。

また、上記①において、変更後の職業・職務が以下に該当した場合は、保険期間の中途であってもご契約を解除することがあります。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます）、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。また、次に該当する場合もご契約内容の変更が必要となりますので代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- 特約の追加など、契約条件の変更

(3) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込書の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*) 「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、海外旅行保険、クレジットカード付帯海外旅行傷害保険、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、他の保険会社における契約、共済契約、生命保険契約を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。 （注）死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者本人の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者本人が異なるご契約を被保険者本人の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご加入後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者本人の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	<ul style="list-style-type: none"> ・普通保険約款・特約に定めております。

※企業等が保険契約者および死亡保険金受取人となり、従業員等を被保険者とする場合は、保険契約者から、被保険者（従業員等）のご家族等に対し、保険の加入についてご説明ください。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約の解約(*)を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約を解約(*)しなければなりません。

①この保険契約の被保険者となることについて、同意していなかった場合

②次に該当するいずれかの行為があった場合

- ・保険契約者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとした場合
- ・保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合

③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②～④までの場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約(*)を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書等類等の提出が必要となります。

(*)解約する範囲は、その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したとき、状況の変化により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回海外旅行保険にセットする特約	補償の重複が発生する他の保険契約の例
賠償責任危険補償特約	他の海外旅行保険の賠償責任危険補償特約
携行品損害補償特約	他の海外旅行保険の携行品損害補償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。

ただし、保険期間が始まった後であっても、被保険者が赴任行程を開始する前または赴任行程を終了した後に発生した保険金支払事由に対しては保険金をお支払いしません。保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いできません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

8. 包括契約の仕組み

この保険は住友商事株式会社が保険契約者となる企業包括契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ保険会社に払込みいただきます。なお、保険契約者が保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

9. 保険会社破綻時等の取扱い

< 経営破綻した場合等の保険契約者の保護について >

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。
ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

10. 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS & ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①引受保険会社およびグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

ご連絡・お問い合わせ窓口

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】

住商インシュアランス株式会社 個人保険部 TEL 03-5657-6311

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277 (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

事故が起こった場合は (事故受付センター)

代理店・扱者または三井住友海上ラインまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上ライン」

0120-365-240 (無料・日本語受付)

海外からは 81-3-3497-0915 ヘコレクトコールでおかけください。

指定紛争解決機関 **注意喚起情報**

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル (全国共通・通話料有料)】 **0570-022-808**

- ・受付時間 [平日 9:15 ~ 17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
- ・携帯電話からも利用できます。
- ・電話リレーサービス、IP 電話からは 03-4332-5241 におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。 万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。
【重要事項のご説明】に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由 (主契約、セットしている特約を含みます。)

保険金額 (ご契約金額)

保険期間 (保険のご契約期間)

保険料・保険料払込方法

2. 加入申込書への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込書に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- ・加入申込書の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。
- ・加入申込書の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
- ・加入申込書の「旅行日程 (赴任先・居住地)」欄は正しくご記入されていますか？
*ご加入いただく保険商品の加入申込書によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。